

川内差し止め却下 不当決定

私達は屈しない

九州電力が再稼働にむけて準備をすすめる川内（せんたい）原発1、2号機（鹿児島県薩摩川内市）の安全対策が不十分だとして、鹿児島、熊本、宮崎の3県の住民12人が再稼働差し止めの仮処分を求めていたのにたいし、鹿児島地裁（前田郁勝裁判長）は29日、住民の申し立てを却下する決定を出しました。

（鹿児島県・園山総理）



川内原発の差し止めを求めた仮処分が却下され、「不当決定」

川内原発訴訟中の「原発なくとも生き残りました。」
そう！九州川内原発訴

鹿児島地裁　九電主張うのみ

住民側 即時抗告へ

再稼働止めるまで

住民・支援者ら報告集会

川内原発（鹿児島県薩摩川内市）の再稼働を認めないよう求めた22日の仮処分決定で、鹿児島地裁が住民の訴えを受けた直後、弁護士らは「不当決定」「私

達は屈しない」の垂れ幕を、集まった150人の支援者らは「子どもたちとするさとを守るために川内原発再稼働反対」と書いた紙を掲げ、「最後まであきらめない」と決意を固め合いました。

地裁そばの会場では報告集会が開かれ、「再稼働を止めるまで最後までたたかいぬこう」との決意が語られると、連帯の拍手がわき起きました。

係争中の「原発なくとも生き残りました。」
そう！九州川内原発訴

決定は、九電が従つたとする、原子力規制委員会が定めた新規制基準を、「最新の科学的知見等に照らし不合

たどり、九電側の主張をほんどうのみにした不当なものです。

住民側は、これを不効性がない」と主張。九電がすすめようとしている再稼働によつて、住民らの生命・身

命に危険が生ずる恐れがあるとして、運転差支部に即時抗告する予定です。

申立人の峰田知恵子さん（59）＝宮崎県延岡市＝は、「司法は住民側を見てくれているのか。再稼働を許さないために即時抗告にむけ最遠までたたかう」と話しました。



達は屈しない」の垂れ幕を、集まつた150人の支援者らは「子どもたちとするさとを守るために川内原発再稼働反対」と書いた紙を掲げ、「最後まであきらめない」と決意を固め合いました。

地裁そばの会場では報告集会が開かれ、「再稼働を止めるまで最後までたたかいぬこう」との決意が語られるると、連帯の拍手がわき起きました。

係争中の「原発なくとも生き残りました。」
そう！九州川内原発訴

酷事故をおこさないよう今後もたたかい続けます。

申立人で、「ストップ再稼働！3・11鹿児島実行委員会」の共同代表も務める荒川謙さん（81）＝鹿児島市＝は、「司法判断を仰ぐのは反対運動の一つ。大事なことはこれからも反対運動をしますと続けることだ」と表明しました。

4/23
五旗

4/23
可復

人命軽視 新基準を擁護

理なものとまではいえな
い」と述べました。

重大事故時の住民避難

計画について、住民側は

「要援護者なら災害弱者

の犠牲者が多数発生しか

ねない」と具体的に指摘

しましたが、「一応の合

理性、実効性を備えてい

る」として、住民の生命

身体の安全を軽視してい

ます。

福島原発事故後、国民

の意識が決定的に変化

して、ことごとく九電側

の主張を採用し、安全性

が不十分だとした住民側

の指摘を退けました。

「基準地震動」につい

ては、新規制基準では策

定手法が高度化されてお

この仮処分申請却下
は、到底承服できません。
3・11鹿児島集会
実行委員会事務局長
向原祥隆さん



到底承服はできない

説明会の開催をもとめ
てていきます。九電は川内原発の再

ます。

対運動をすすめていき

ます。

そう気合を入れて、反

ていません。被ばくす

ることを前提にした計

画であることを指摘し

てきましたが、回答は

ありませんでした。残

避難計画合理性ない

7月にも強行しようと
しているだけに、いつ

かです。

決定では、避難計画

いただけに、非常に残

念です。

いただけに、非常に残

念です。

再稼働ノー声もつと

稼働を全国に先駆けて
について「合理性、実

効性を備えている」と

書いてあります。住

「原発なくそー…

九州川内原発訴訟

原告団長、仮処分

申立人の一人

森永明子さん



発と同じ「新規制基
準」で審査されている
わけですから、良識あ
る司法判断を期待して

いただけに、非常に残

念です。

いただけに、非常に残

念です。

いただけに、非常に残

念です。

共産党鹿児島県議
まつざき真琴さん

ずっと川内原発の安
全性への疑問を投げか
けてきました。今回こ
そ、時間をかけて考
え、答えてくれるのか
で、川内原発も高浜原

福井地裁が関西電力
再稼働差し止めの仮処
分決定を出した直後
も、川内原発再稼働を

許さない世論と運動を

しており、これから

といふことははつきり

と人類は共存できない

といふ強めていこう

と決意しています。

住民の不安や疑問に答へず

今回の鹿児島地裁決定
は、関西電力高浜原発
3、4号機（福井県高浜
町）の再稼働を認めない
仮処分を決定した14日の
福井地裁の決定とは対照
的な判断になりました。

東京電力福島第一原発
事故以前、多くの司法判
断は、原発に内在する危
険性が、社会通念上無視
しき程度に小さければ
よいとして、「専門家の判
斷」を尊重するとの論理
で国と原発事業者の主張
を追認。福島原発事故以
前に戻ったといわざるを

鹿児島地裁決定

決定は、九電が従った
とする原子力規制委の新
規制基準を「専門家が相
当期間の審議を経て策定
したもので、不合理な点
はない」と認定。主な争
点である①地震対策の妥
当性②巨大噴火の危険性
③避難計画の実効性につ
いて、ことごとく九電側
の主張を採用し、安全性
が不十分だとした住民側
の指摘を退けました。

「火碎流の到達前に使用
済み核燃料を運び出すこ
とはできない」と指摘し
たことに対し、決定は、
「火碎流（弁護団）流れを
づける（弁護団）流れを
おしえじめることはでき
ません。

（原田浩一朗）